

事例項目	開示決定期限を越えた情報公開について	
事例発生時期	平成20(2008)年9月	
担当課	学校教育部 学校教育課	
事例概要	発生までの経過	<p>①平成20(2008)年9月4日付けで学校教育課に、公文書の開示請求があった。</p> <p>②合議(※)をもらうため、情報システム課に文書を回付した。</p> <p>③開示決定期限の9月19日以降に情報システム課から連絡があるまで、学校教育課の担当者は当該文書を回付したことを忘れていた。</p> <p>④そのため、開示決定期限の9月19日までに、請求者に対する回答通知を行うことができなかった。</p> <p>⑤9月29日付けで開示請求者に、「公文書不存在決定通知書」を通知した。</p> <p>※合議…直属の上司に文書の承認を受ける際、必要に応じて他部署の部長・課長等の承認を受ける過程のこと</p>
	当時の対応	<p>・開示請求者に説明を行おうとしたが連絡が取れなかったため、10月2日付けで学校教育課長名の謝罪文を郵送した。</p> <p>【資料(2)－20－1】</p>
発生原因	<p>①開示決定期限に対する意識が不十分であった。</p> <p>②他課等との連絡調整が不十分であった。</p>	
再発防止対策	<p>・「門真市情報公開条例」及び「個人情報保護条例」の認識を深め、適切な情報公開を徹底する。</p>	
添付書類	<p>【資料(2)－20－1】…決定通知が遅れたことについて(通知文)</p>	